

最高人民法院による 著作権民事紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈

(2002 年 10 月 12 日最高人民法院審判委員会第 1246 回会議にて可決、2020 年 12 月 23 日最高人民法院審判委員会第 1823 回会議にて可決された「最高人民法院『最高人民法院 專利權侵害紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈（二）』等 18 件の知的 財産權系司法解釈の改正に関する決定」に基づく改正)

著作権紛争案件を正しく審理するために、「中華人民共和國民法典」、「中華人民共和國 著作権法」、「中華人民共和國民事訴訟法」等法律の規定に基づき、法律適用の若干問題について次のとおり解釈する。

第一条 人民法院は次の各号に掲げる著作権民事紛争案件を受理する。

- (一) 著作権及び著作権に関する權益の帰属、權利侵害、契約紛争に係る案件
- (二) 訴訟前に著作権、著作権の関連權益の侵害行為の停止を申し立てる案件、訴訟前財産保全、訴訟前証拠保全を申し立てる案件
- (三) 著作権、著作権の関連權益に係るその他の紛争案件

第二条 著作権民事紛争案件は、中級以上の人民法院が管轄する。各高級人民法院は管轄区の実情に応じて、最高人民法院に報告して承認を求め、若干の基層人民法院に第一審の著作権民事紛争案件を管轄させることができる。

第三条 著作権行政管理部門が調査、処分した著作権侵害行為について、当事者が人民法院に訴訟を提起して当該行為者の民事責任を追及する場合には、人民法院はこれを受理しなければならない。

人民法院は、すでに著作権行政管理部門が処理した著作権侵害行為に係る民事紛争案件を審理するにあたり、案件の事実を全面的に審査しなければならない。

第四条 著作権侵害行為により提起する民事訴訟は、著作権法第四十七条、第四十八条に定める權利侵害行為の実施地、侵害複製品の保管地又は差押・押収地、被告住所地の人民法院が管轄する。前項に定める侵害複製品の保管地とは、大量又は經常的に侵害複製品を保管、隠匿している場所の所在地をいう。差押・押収地とは、税関、版權等の行政機關が法により侵害複製品を差押・押収した場所の所在地をいう。

第五条 異なる權利侵害行為実施地に係る複数の被告に対して提起する共同訴訟について、原告は当該複数の被告のうちの 1 人の被告が權利侵害行為を実施した場所を所管する人民法院

を選択して、訴訟を提起することができる。特定の被告のみに対して提起する訴訟 については、当該被告が権利侵害行為を実施した場所を管轄する人民法院が管轄権を有する。

第六条 法により成立した著作権集団管理組織が、著作権者の書面による授權に基づき、自己の名義で訴訟を提起する場合には、人民法院はこれを受理しなければならない。

第七条 当事者が提供する著作権に係る下書き、原稿、合法出版物、著作権登記証書、認証機関発行の証明、権利取得の契約等は、証拠とすることができる。

著作物又は製品に署名した自然人、法人又は非法人組織は、著作権者、著作権の関連権益の権利者と見なす。ただし、反対の証明がある場合は、この限りでない。

第八条 当事者が自ら又は他人に委託して、発注、現場取引等の方式をもって侵害複製品を購入して取得した実物、請求書等は、証拠とすることができる。

公証人が、被疑侵害の一方の当事者に対して身元を明らかにしていない状況下で、もう一方の当事者が前項に定める方式で取得した証拠及び証拠取得過程について事実通りに発行した公正証書は、証拠として使用しなければならない。ただし、反対の証拠がある場合は、この限りでない。

第九条 著作権法第十条第一号に定める「公表」とは、著作権者が自ら又は著作権者の許諾を得て著作物を不特定の人に公開することをいう。ただし、公衆の認識を成立条件としない。

第十条 著作権法第十五条第二項でいう著作物は、著作権者が自然人の場合、その保護期間は著作権法第二十一条第一項の規定を適用する。著作権者が法人又は非法人組織の場合、その保護期間は著作権法第二十一条第二項の規定を適用する。

第十一条 著作物の署名の順序により生じた紛争は、人民法院が次に掲げる原則に照らして処理する。取り決めをしている場合は、取り決めに従って署名の順序を確定する。取り決めをしていない場合は、著作物の創作に払った努力、著作物の配列・配置、作者の名字の字画等に照らして署名の順序を決定することができる。

第十二条 著作権法第十七条の規定に照らして委託著作物の著作権が受託者に帰属する場合には、委託者は取り決めの使用範囲内において著作物を使用する権利を享有する。双方が著作物の使用範囲を取り決めていない場合、委託者は創作を委託する特定の目的範囲内において無償で当該著作物を使用することができる。

第十三条 著作権法第十一条第三項に定める状況を除き、他人が執筆し、本人が査読して定稿にし、かつ本人名義で発表した報告、演説等の著作物について、著作権は報告者又は演説者に帰属する。著作権者は執筆者に適当な報酬を支払うことができる。

第十四条 当事者が合意して特定人物の経歴を題材として完成させる自叙伝著作物は、当事者が著作権の帰属について取り決めをしている場合、その取り決めに従う。取り決めをしていない場合には、著作権は当該特定人物に帰属し、執筆者又は整理した者が著作物の完成 に対して努力を払った場合には、著作権者は適当な報酬を支払うことができる。

第十五条 異なる作者が同一の題材から創作した著作物は、著作物の表現が独立して完成 されかつ創作性を有する場合は、作者各々が独立した著作権を享有すると認定しなければ ならない。

第十六条 マスメディアを通じて伝播される単純な事実情報は、著作権法第五条第二号に 定める時事ニュースに該当する。他人が取材編集した時事ニュースの伝播、報道は、出所を 2 明示しなければならない。

第十七条 著作権法第三十三条第二項に定める転載とは、新聞、定期刊行物にその他の新聞、定期刊行物がすでに発表した著作物を掲載する行為をいう。転載にあたり被転載著作物の作者及び最初に掲載された新聞、定期刊行物の出所を明示しない場合は、影響の除去、謝罪等の民事責任を負わなければならない。

第十八条 著作権法第二十二条第十号に定める屋外の公共场所の美術の著作物とは、屋外 の社会公衆活動場所に設置又は陣列されている彫刻、絵画、書道等の著作物をいう。

前項に定める美術の著作物を模写、写生、撮影、録画する者は、その成果を合理的な方式及び範囲で別途使用することができ、権利侵害にはあたらない。

第十九条 出版者、製作者はその出版、製作が合法的授權を有することに対して立証責任 を負わなければならない。発行者、賃貸人はその発行又は賃貸する複製品が合法的出所を有することに対して立証責任を負わなければならない。拳証できない場合には、著作権法第四十七条、第四十八条の規定に基づき相応の法的責任を負う。

第二十条 出版物が他人の著作権を侵害する場合には、出版者はその過失、侵害の程度及び損害結果等に基づき損害賠償の責任を負わなければならない。

出版者が、その出版行為の授權、原稿の出所及び署名、編集する出版物の内容等に対して合理的な注意義務を果たさない場合は、著作権法第四十九条の規定に基づき、損害賠償の責任を負う。

出版者はすでに合理的注意義務を果たしていることについて、拳証責任を負わなければ ならない。

第二十一条 コンピュータ・ソフトウェアの利用者が許諾を得ず又は許諾範囲を超えてコンピュータ・ソフトウェアを商業利用する場合、著作権法第四十八条第一号、「コンピュータ・ソフトウェア保護条例」第二十四条第一号の規定に基づき民事責任を負う。

第二十二条 著作権譲渡契約が書面形式を取っていない場合には、人民法院は民法典第四百九十条の規定に基づき契約が成立しているか否かを審査する。

第二十三条 出版者が、著作権者が納品した著作物を紛失、毀損したことにより、出版契約の履行が不可能になった場合には、著作権者は民法典第百八十六条、第二百三十八条、第千八百八十四条等の規定に基づき出版者に相応の民事責任を負うよう要求する権利を有する。

第二十四条 権利者の実質的損失は、権利侵害による複製品の発行減少量又は侵害複製品の販売量に権利者の当該複製品発行の単位利益を乗じた積に基づき計算することができる。発行減少量を確定することが困難である場合は、侵害複製品の市場販売量に照らして確定する。

第二十五条 権利者の実質的損失又は侵害者の違法所得を確定することができない場合には、人民法院は当事者の請求に基づき、又は職権により著作権法第四十九条第二項の規定を適用して賠償額を確定する。

人民法院は賠償額を確定するとき、著作物の種類、合理的使用料、権利侵害行為の性質、結果等の情状を考慮して総合的に確定しなければならない。

当事者が本条第一項の規定に照らして賠償額について合意に達した場合は、これを許可しなければならない。

第二十六条 著作権法第四十九条第一項に定める、権利侵害行為を制止するために支払う合理的支出には、権利者又は委託代理人が権利侵害行為に対して行う調査、証拠取得の合理的費用を含む。

人民法院は当事者の訴訟請求及び案件の具体的状況に基づき、国の関係部門の規定に適合する弁護士費用を賠償範囲に算入することができる。

第二十七条 著作権侵害の訴訟時効は3年とし、著作権者が権利の被害及び義務者を知り又は知るべきであった日から起算する。権利者が3年を過ぎてから提訴する場合において、権利侵害行為が提訴時も依然として持続し、当該著作権の保護期間内にある場合には、人民法院は被告に対して、権利侵害行為を差し止める判決を下さなければならない。権利侵害に対する損害賠償額は、権利者が人民法院に提訴した日から3年間遡って推算しなければならない。

第二十八条 人民法院は保全措置を講じる場合は、民事訴訟法及び「最高人民法院による 知的財産権紛争の行為保全案件の審査における法律適用の若干問題に関する規定」の関連 規定に基づき処理する。

第二十九条 本解釈に別段の定めがある場合を除き、人民法院が受理する著作権民事紛争案件が、著作権法改正より前に発生した民事行為に係る場合は、改正前の著作権法の規定を適用する。著作権法改正後に発生した民事行為に係る場合は、改正後の著作権法の規定を適用する。著作権法改正より前に発生し、著作権法改正後も継続している民事行為に係る場合は、改正後の著作権法の規定を適用する。

第三十条 以前の関連規定と本解釈が一致しない場合は、本解釈に準ずる。

出所：2020 年 12 月 31 日付け最高人民法院ウェブサイトを基にジェトロ北京事務所で 日本語仮訳を作成
<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-282671.html>

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承ください。